

提出書類及び綴り込み順【建設工事】

綴り順	提出書類名	注意事項	確認
1	建設工事入札参加資格審査申請書 ※町指定様式（別添ファイル）を使用すること。	(1) 申請書には実印を押印すること (2) 入札契約等に実印以外を使用する場合は、「使用印鑑届」（様式任意）を添付すること (3) 申請書に委任先を記入した場合「入札参加を希望する工事の種類等」欄は、建設業許可申請上、委任先の営業所が「営業しようとする建設業」として申請した業種についてのみ記入すること	
2	☆ア 委任状 又は 社内規則 イ 建設業許可申請書の写し ウ 次のいずれか 又は 変更届出書（様式第22号の2）の写し ・別紙二(1)営業所一覧表(新規許可等) ・別紙二(2)営業所一覧表(更新) ・別表 ※建設業法第3条に規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る ※ア、イ、ウ はいずれも提出する	(1) 受任できる営業所は、建設業許可申請上、従たる営業所（又は旧様式のその他の営業所）として申請した営業所に限り、受任できる業種は当該営業所が「営業しようとする建設業」として申請した業種に限る (2) 委任状には委任者、受任者双方の使用印鑑を押印すること (3) 委任期間は次のとおり 令和5年4月1日～令和7年4月30日	
3	下諏訪町内の従たる営業所現況報告書 ※町指定様式（別添ファイル）を使用すること。	下諏訪町内に所在する従たる営業所（本社・本店以外の支店・営業所等）へ委任する場合に限り提出すること	
4	経営事項審査結果通知書（総合評定値通知書）の写し	審査基準日が令和3年7月以降で、かつ国土交通大臣又は都道府県知事の通知日が令和5年2月1日までの総合評定値通知書	
5	社会保険等への加入を確認できる書類の写し又は加入義務がないことの届出書	総合評定値通知書の写しで確認できない場合のみ提出すること（別添「建設工事の入札参加資格における社会保険等への加入について」参照）	
6	☆営業所一覧表	建設業許可申請書別紙二(1)若しくは(2)（又は旧様式「別表」のその他の営業所）で申請した内容に沿って作成すること	
7	建設業許可証明書又は通知書の写し	入札参加を希望する建設業の種類が記載されているもの	
8	次の納税証明書の写し （令和4年11月1日以降の証明）	法人においては入札参加資格の審査基準日である令和5年2月1日の直前の営業年度のもの	
	町税の納税証明書 （下諏訪町税務課で交付）	(1) 下諏訪町に納税義務がある場合に限る (2) 法人、個人とも課税された全税目が対象	
	消費税及び地方消費税の納税証明書 （税務署で交付）	(1) 法人…その3の3 (2) 個人…その3の2	
9	登記事項証明書の写し	個人にあつては代表者の身分証明書の写し	
10	建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し		
11	☆工事経歴書	審査基準日の直前2年間の各営業年度分	
12	☆技術職員名簿	職員が保有する資格を記載すること	
13	誓約書 ※町指定様式（別添ファイル）を使用すること。		

提出書類名の前に「☆」印のある書類は、国土交通省又は長野県の様式に準じて作成してください。

次に該当する場合は、入札参加資格が付与されません。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- 2 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を申請していない者
- 3 建設工事に係る営業年数が審査基準日（令和5年2月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していない者
- 4 審査基準日の前日までに完成工事高のない者
- 5 雇用保険、厚生年金保険及び健康保険に加入していない者（加入義務がない者は除く）

お知らせ

岡谷市、諏訪市、茅野市、富士見町、原村へ申請書を提出する場合、その申請書を下諏訪町総務課でお預かりすることができます。

お預かりできる条件は、次のとおりです。

- 1 下諏訪町内に本店(社)・支店・営業所等を有する事業者であること。
- 2 申請書を持参して提出すること。

※ お預かりした申請書は、下諏訪町が諏訪地域の他市町村へ回送し、各市町村が審査します。

※ 申請書の様式は諏訪地域6市町村共通様式です。市町村名、宛名を変更してご利用ください。

※ 申請書とともに提出する書類は、各市町村によって異なります。それぞれの市町村の受付案内をご確認ください。